

施策カルテ

1 施策の位置付け

| | | | | | | | | |
|--------------|--|------------------|----------------|-------------|-------------|--|------------------|--------------------------------------|
| 総合計画 政策の柱 | | 市民の快適な暮らしを支えるために | 政策名 (基本施策名) | 快適な住環境を創出する | 取組の 基本方向 | 「快適な住環境を創出する」ため、幅広い居住ニーズに対応するための「快適な住宅の供給と取得支援の充実」、安全で環境に優しい住宅の普及促進を図るための「住宅の安全性の向上」、良好な住環境を形成するための「住環境の向上」に、重点的に取り組みます。 | 政策目標 (基本施策目標) | 市民が良好な住環境の中で、安全で環境に優しい住宅で快適に暮らしています。 |
|--------------|--|------------------|----------------|-------------|-------------|--|------------------|--------------------------------------|

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

| ①施策名 | 居住環境の向上 | | ④施策の達成状況 | 施策指標(単位) | | | | | | 達成率 (%) | |
|---------------|---------------------------------|---|---|----------|-------|-------|-------|-------|--------|------------|-------|
| | | | | H19:基準 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24:目標 | | |
| ②施策目標 | 快適な住生活を送ることのできる良好な住環境が形成されています。 | | 指標① (総合計画に基づく指標) 地区計画導入地区数 指標② 土地区画整理事業の進捗率(整備面積)(ha) 指標③ 指標④ (特記事項) | ----- | 目標値 | 目標値 | 目標値 | 目標値 | 目標値 | 目標値 | 87.5% |
| | | | | 実績値 | 実績値 | 実績値 | 実績値 | 実績値 | ----- | | |
| ③施策を 取巻く環境 | 国・県等の 動向 | 少子高齢化社会による人口減少時代の将来を見据え、住環境の質の向上が求められている。そのため、計画的な都市基盤整備や良好な住環境づくりを推進していくことが求められている。 国においては、平成22年度に「社会資本整備総合交付金」が創設され、これまで以上に、地方公共団体の創意工夫を活かした住宅施策の展開が可能となった。 | | 19 | 20 | 21 | 21 | | | | |
| | 外部意見 その他 | 平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、国の交付金が震災復興事業へ重点的に配分されることが予想される。 宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会において、緑化の推進や美しい街並みの形成、魅力あるまちづくりを進める必要性などについての提言を受けている。(平成20年1月) 市議会において、景観計画を実現していくため、どのような取組を行ってきたのか、また、市民協働の景観づくりを進めるため、どのような具体的手法・制度を考えているのかについて質問があった。(平成21年3月) | | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | 2128.6 | 93.1% | |

| | | | |
|----------------------|--|---|---|
| ⑤市民意識調査結果 | 市民の 施策満足度 28.4% 市民の 施策重要度 68.4% | ⑥施策の評価 達成度(単年度目標) ● 達成している(90%以上) 概ね達成(70%~90%未満) 達成していない(70%未満) 説明 居住環境の向上に資するいずれの事業も、概ね目標どおり進行している。 必要性・緊急性(住民・社会ニーズ) ● 増加している 横ばい 減少している 説明 「市政に関する世論調査」によると、「居住環境の向上」について6割以上の市民が重要と回答しているなど、安全で快適な住環境整備が求められている。 適切性(適切な事務事業の選択、実施) ● 十分である 不十分な事業が一部ある 不十分な事業が複数ある 説明 各事業とも概ね目標をクリアしている。 有効性(政策目標への効果) ● 十分である やや不十分である 不十分である 説明 良好な住環境を形成するために不可欠な事業であり、十分な効果をあげている。 | ⑦現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析) 成果が見られる点 市街地再開発事業の支援や土地区画整理事業を実施し、計画的に土地利用や基盤整備を行うとともに、地区計画制度を活用し、良好な住環境の創出に努めており、概ね目標を達成している。 改善の必要な点 土地利用や基盤整備等に係る事業には、事業期間が長期間にわたるなどの課題もあるが、市民がゆとりある快適な暮らしを送るために効果的な事業であり、住環境の向上に対するニーズが増加していることなどから、引き続き、総合的・計画的に取り組んでいく必要がある。また、事業実施に際しては、地区の特性を見極め、施策を選択・実施していくことも必要である。 |
|----------------------|--|---|---|

3 今後の取組方針

| | | | | | |
|-------------|-------|---|---|---------------|----|
| ⑧取組の 考え方 | 総論 | 居住環境の質の向上を図るため、再開発事業や土地区画整理事業、地区の特性に応じた地区計画制度の活用などを行っている。事業実施期間の長期化など課題もあるが、快適な住環境への整備に対するニーズが増大していることや、良好な住環境の創出に効果的な事業であることなどから、引き続き地区の特性に応じた住宅施策を実施していく。 | ➡ | ⑨政策評価 会議意見 | 同左 |
| | 重点事業 | 市街地再開発事業や土地区画整理事業については、生活利便性、居住空間の向上につながることも、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、引き続き推進していく。 | | | |
| | 見直し事業 | | | | |

4 施策を構成する事務事業一覧

| No. | 事業名 | 対象者 | 開始年度 | 活動指標等 | H21 | H22 | H21 | H22 | 重点度 (A~C) ※施策目標 に対する 寄与度 | 事業の 方向性 | 施策目標を達成するための取組方針 |
|-----|---------|---|------|---|--------------------------|--------------------------|------|------|--------------------------------------|------------|---|
| | | | | | 目標値 | 目標値 | 事業費 | 事業費 | | | |
| | | | | | 実績値 | 実績値 | (千円) | (千円) | | | |
| 再掲 | 再開発促進事業 | 市街地総合再生計画対象地区内再開発準備組合等：大手地区、パンパ地区ほか(計3地区) | S57 | 会合開催数(地元打合せ、企業ヒアリング)(回) コンサルタント派遣地区数(地区) | 会合開催数：42回 コンサル派遣数：2地区 | 会合開催数：63回 コンサル派遣数：3地区 | | | — | 継続 | 中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であることから、今後も、再開発事業の実施に向けた準備を進める組織に対し、コンサルタントの派遣等の支援を継続的にを行い、事業を推進する。 |
| | 担当課 | 市街地整備課再開発室 | | | 会合開催数：54回 コンサル派遣数：2地区 | 会合開催数：72回 コンサル派遣数：3地区 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------|-------------|---|-----|------------------------|-------------------|-------------------|--|--|---|----|---|
| 再掲 | 宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画区域（平松本町、東峰町、峰町、石井町の各一部 48.2ha） 関係権利者 904人及び市民 | H11 | 道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡） | 800m 10,000㎡ | 800m 10,000㎡ | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、工程管理や資金計画を適切に行い、事業の早期完了を目指す。 |
| | 担当課 | 東部区画整理事業課 | | | | 567m 10,600㎡ | 666m 10,000㎡ | | | | | |
| 再掲 | 宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画区域（東峰町、平松本町、峰町、平松町の各一部 41.8ha） 関係権利者（960人）及び市民 | H19 | 道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡） | 110m 2,300㎡ | 180m 3,700㎡ | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、仮換地指定および公共施設の整備計画を作成し、計画的かつ効率的に事業を進めることにより、早期完了を目指す。 |
| | 担当課 | 東部区画整理事業課 | | | | 205m 2,800㎡ | 270m 3,800㎡ | | | | | |
| 再掲 | 宇都宮鶴田第2土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画決定区域（鶴田町の一部 86.2ha） 関係権利者（724人）及び市民 | H11 | 道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡） | 1,960m 27,269㎡ | 2,270m 31,500㎡ | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、今後も継続して関係権利者との合意のもと、仮換地指定率を高めるとともに、建物移転及び公共施設整備を進め、事業の早期完了を目指す。 |
| | 担当課 | 西部区画整理事業課 | | | | 1,949m 38,135㎡ | 1,751m 26,079㎡ | | | | | |
| 再掲 | 岡本駅西土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画決定区域（下岡本町、中岡本町及び東岡本町の各一部 59.2ha） 関係権利者（892人）及び市民 | H6 | 道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡） | 1,500m 9,000㎡ | 400m 14,300㎡ | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、関係権利者と合意形成を図り、計画的かつ効率的に仮換地指定や建物移転・公共施設整備等を推進する。 |
| | 担当課 | 北部区画整理事務所 | | | | 1,564m 9,359㎡ | 369m 17,978㎡ | | | | | |
| 再掲 | 中里原土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画決定区域（中里町の一部 14.4ha） 関係権利者（44人）及び市民 | H18 | 道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡） | 1,950m 12,000㎡ | 316m 12,000㎡ | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、23年度末の事業完了に向け、換地処分や区画整理登記などの事務手続きを進める。 |
| | 担当課 | 北部区画整理事務所 | | | | 1,931m 11,803㎡ | 316m 12,000㎡ | | | | | |
| 再掲 | 地区計画制度の活用 | | 市民、事業者 | H元 | 地区計画制度についての説明会や協議の回数 | 10 | 10 | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、多くの市民、事業者にPRを行い、地区計画制度を活用した魅力ある居住環境の保全や、景観に配慮した地区の増加を目指す。 |
| | 担当課 | 都市計画課 | | | | 15 | 13 | | | | | |
| 再掲 | 景観計画推進事業 | | 市民、事業者、行政 | H20 | 景観形成重点地区に向けた説明会等の回数（回） | 10 | 10 | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、特に宇都宮を代表する地域において、地元住民や事業者等との協働により、「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みを進めていく。 |
| | 担当課 | 都市計画課 | | | | 14 | 12 | | | | | |
| 再掲 | 魅力ある都市景観づくり事業補助金 | | 景観形成重点地区を目指す団体、又は景観形成重点地区内の市民・事業者 | H21 | 活動交付金交付件数 | 2 | 2 | | | — | 継続 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、景観形成重点地区の指定を目指す団体の活動費や、景観形成重点地区内の修景工事費に対して補助を行い魅力ある景観づくりを進めていく。 |
| | 担当課 | 都市計画課 | | | | 2 | 2 | | | | | |
| 再掲 | 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 | | 権利者で構成する地元組織（再開発準備組合、市街地再開発組合） | H18 | 事業進捗率（%） | 100 | 100 | | | — | 終了 | 中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な居住環境を形成するうえで重要な事業であり、地元再開発組合に対して計画的な事業運営を行うよう指導した結果、予定どおり竣工した。 |
| | 担当課 | 市街地整備課 再開発室 | | | | 100 | 100 | | | | | |
| 再掲 | 宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業 | | 権利者で構成する地元組織（再開発準備組合、市街地再開発組合） | H19 | 事業進捗率（%） | 100 | 100 | | | — | 終了 | 中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な居住環境を形成するうえで重要な事業であり、地元再開発組合に対して計画的な事業運営を行うよう指導した結果、予定どおり竣工した。 |
| | 担当課 | 市街地整備課 再開発室 | | | | 73 | 100 | | | | | |
| 再掲 | 宇都宮市鶴田第1土地区画整理事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画決定区域（鶴田町の一部 42.9ha） 関係権利者（450人）及び市民 | H5 | 道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡） | 3,000㎡ | — | | | — | 終了 | 良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、権利者に対し出来形面積や清算金等について理解を得るよう事前説明を行い、円滑な換地処分と清算業務ができた。 |
| | 担当課 | 西部区画整理事業課 | | | | 1,411㎡ | — | | | | | |
| 施策事業費合計 | | | | | | 0 | 0 | | | | | |